

令和7年5月

オンライン保税研修

—令和6年度末関税法基本通達の改正について—

門司税関 監視部
保税地域監督官（総括・許可）

I 令和6年度末関税法基本通達改正の概要

水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上等を図るため、見直しを行いました！

越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、**令和6年度末の関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを行いました。**

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日施行】

■電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。一方で、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や情報の消滅等がないよう、引き続き、適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

【令和7年7月1日施行予定】

■量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）を緩和しました。一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、新規事業者による申請等の場合には、3年を超えないこととしました。

【令和7年10月12日施行予定】

■業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理

保税蔵置場の許可基準のうち人的要件について、被許可者に求める業務遂行能力を明確化するとともに、その審査方法の平準化を図りました。一方で、通販貨物を蔵置する保税蔵置場に対しては、通販貨物の特性を踏まえ、適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することを求めることとしました。

■保税運送に係る手続等の見直し

国際物流の動向変化や事業者からの要望を踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、仮陸揚貨物の保税運送について手続等の明確化を図るとともに、包括保税運送の承認要件について見直しを行いました。

Ⅱ 電磁的記録による保税台帳の見直しについて

2025年4月1日より、電磁的記録による保税台帳の保存に係る倉主等の負担軽減を図るため、関税法基本通達を改正し、**一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能**になりました。これにより、**クラウドサービス等への保存も可能**となります。

1 電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件を**全て満たす必要**があります！

- ① 必要に応じ、保税台帳の内容を直ちに明瞭かつ整然とした形式でPC等に表示及び印刷できること
- ② 保税台帳の内容について**必要な程度で検索**できること
- ③ **税関職員から保税台帳の内容の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じること（ダウンロード等）**ができること

※ 保税業務検査の実施等のために、税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合に、例えば電磁的記録に記録された事項をダウンロードして提出する等、その要求に応じることができる機能や環境を整えておくことが必要となります。



今般の改正でバックアップ・データだけでなく、**保税台帳そのものをクラウド等に保存**できるようになりました。

詳細については、

- ・ 関税法基本通達（34の2-4、34の2-9）
- ・ Q&A（問3・4関連）

をご参照ください。

Ⅱ 電磁的記録による保税台帳の見直しについて

2 以下の点にご注意ください（Q&Aより）

- ✓ 今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めている**事前の届出は不要としますが、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定**してください。
- ✓ 今後、保存方法等を変更する場合は、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を追加し、税関に提出してください。
- ✓ 保存方法等を変更しない場合も同様をお願いします。提出時期等については可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。
- ✓ 保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、**引き続き、バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないように十分な措置**を講じてください。消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、**記帳義務は倉主等に課されています**。
- ✓ NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、**クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能**となります。
- ✓ ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や記帳漏れ等が発生した場合、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。



適切な記載、適切なシステム入力が、適切な保税台帳に繋がります

Ⅱ 電磁的記録による保稅台帳の見直しについて

3 社内管理規定（CP）の提出

これまで必要とされていた電磁的記録による保稅台帳の保存に係る事前の届け出を不要とし、「帳簿の概要（保存方法を含む。）」を社内管理規定に定めることを求めることとしました。よって、電磁的記録によらないマニュアル保稅台帳、保存方法に変更がない場合であっても、社内管理規定に規定し、税関に提出する必要があります。

提出の時期

◆ 保稅台帳について従前と異なる保存方法等に変更した場合

社内管理規定を変更の上、遅滞なく税関に提出するようお願いします。

（例）

- ・ 紙から電磁的記録による保存への変更
- ・ 電磁的記録の保存先を自社サーバからクラウドサービス等へ変更等



◆ 保存方法等を変更しない場合

同様に、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む。）」を定めることを求めることとなりますが、直ちに対応することを求めるものではなく、負担の無い範囲で早めに対応するようお願いします。例えば、

- ・ 社内管理規定の別の事項を変更する際
- ・ 許可期間の更新までに定める

等、実情（社内手続等）に応じて可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。

Ⅱ 電磁的記録による保税台帳の見直しについて

4 社内管理規定（CP）への規定（参考）

○保税蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン

※ 資料 3. 社内管理規程（CP）のひな型

（記帳・記録）

第〇〇条

（1） 本社内管理規定における、保税台帳の概要は、次のとおりとする。

イ ▲▲▲保税蔵置場（XXXVV）

▲▲▲営業所に備え付けたマニュアル保税台帳

ロ ◆◆◆保税蔵置場（XXXXX）

◆◆◆営業所に設置された電子計算機システムに保存する保税台帳

保存開始日：20yy 年 mm 月 dd 日

ハ ■■■保税蔵置場（XXXYY）

NACCS から配信され、社内サーバー上の所定のフォルダに保存した民間管理資料

保存開始日：20yy 年 mm 月 dd 日

ニ ●●●保税蔵置場（XXXZZ）

・ 海上貨物にあつては NACCS から配信され、〇〇社の提供する「△△サービス」に 保存した民間管理資料

・ 保存開始日：20yy 年 mm 月 dd 日

・ 航空貨物にあつては、●●●営業所に備え付けたマニュアル保税台帳



※ XXXVV、XXXXX、XXXYY、XXXZZ は各保税蔵置場の保税地域コード。

※ 必要に応じ、保税地域コードごと、取り扱う貨物の種類ごと、NACCS から配信される民間管理資料等ごとに一覧等を作成し、別紙として、添付することができます。

Ⅱ 電磁的記録による保稅台帳の見直しについて

5 その他（参考）

◆ 保稅地域を数か所保有している場合

CP本文に、保稅台帳の概要を記載した上、保存場所等について

- ・別紙
- ・各保稅地域が作成している作業手順書、組織図等に、詳細情報を記載し、提出することも可能です。

※本イメージは全国単位で作成する場合の一例です。税関単位又は官署単位での作成を妨げるものではありません。

◆ 別紙の例

令和7年○月○日現在

ABCD株式会社 許可蔵置場に係る帳簿の概要一覧

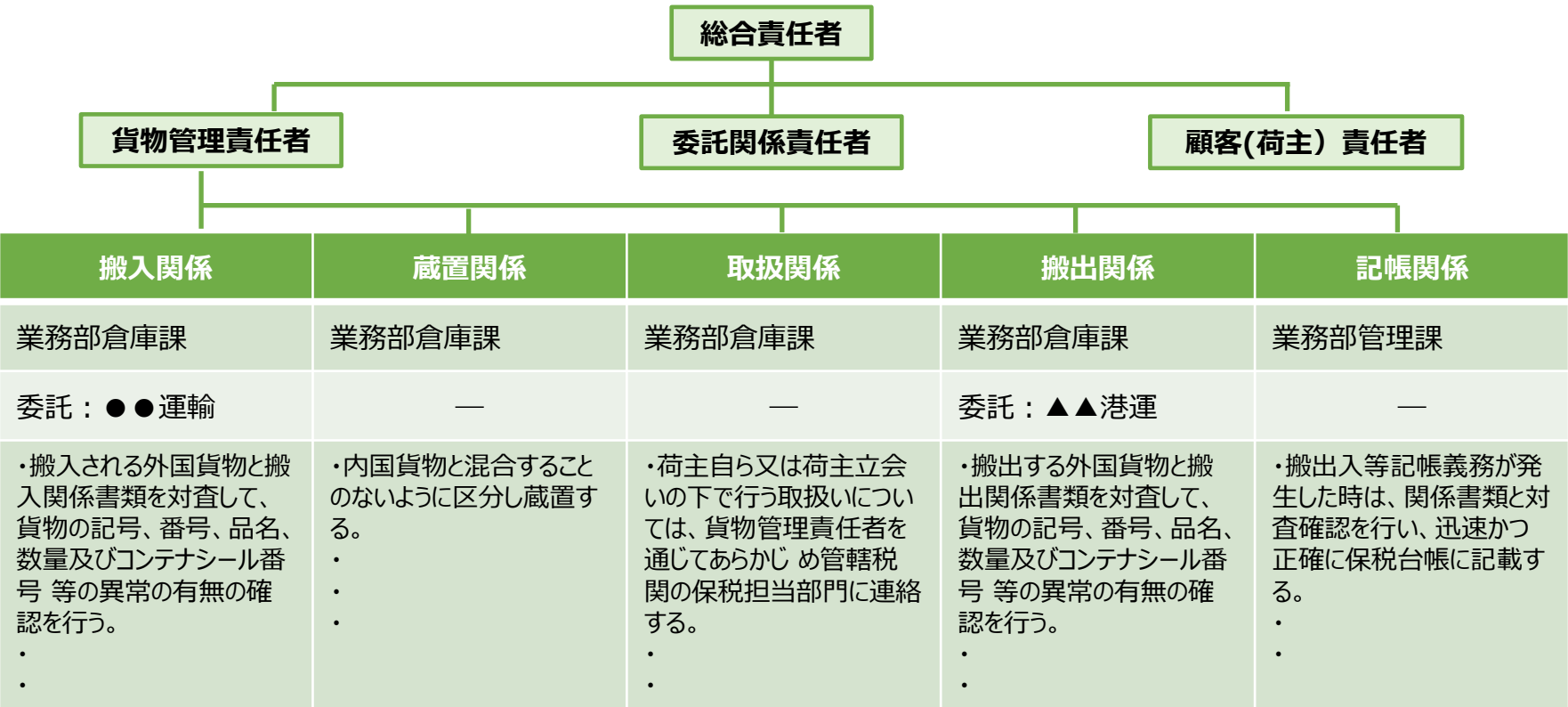
項番	管轄税関	保稅蔵置場名称 (NACCSコード)	海上貨物	航空貨物	備考
1	東京	▲▲▲保稅蔵置場 (XXXVV)	▲▲▲営業所に備え付けたマニュアル保稅台帳	同左	
2	大阪	◆◆◆保稅蔵置場 (XXXWW)	◆◆◆営業所に設置された電子計算機システムに保存する保稅台帳 保存開始日：20yy年mm月dd日	取扱いなし（仮に取扱いがあった場合、マニュアル保稅台帳）	
3	門司	■ ■ ■ 保稅蔵置場 (XXXXX)	NACCSから配信され、社内サーバ上の所定フォルダに保存した民間管理資料 保存開始日：20yy年mm月dd日	同左 保存開始日：20aa年bb月cc日	
4	門司	● ● ● 保稅蔵置場 (XXXYY)	NACCSから配信され、○○社の提供する「△△サービス」に保存した民間管理資料 保存開始：20yy年mm月dd日	● ● ● 営業所に備え付けたマニュアル保稅台帳	

Ⅱ 電磁的記録による保税台帳の見直しについて

◆ 組織図の例

令和7年〇月〇日現在

ABCD株式会社EFG支店保税蔵置場組織図



保税台帳の概要	保税台帳の種類等	保存開始日	備考
	NACCSから配信され、社内サーバー上の所定のフォルダーに保存した民間管理資料	令和〇年〇月〇日	NACCSによらない貨物については、マニュアル台帳に記載

Ⅲ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直しについて

2025年7月1日より、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）について、保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、緩和しました。一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、**新規事業者による申請等の場合には、3年を超えないこと**としました。

1 量的要件の緩和

【これまで】

既存の同種条件にある保税蔵置場と比較して、同程度以上の貨物の取扱い見込み量が必要

【改正後】

「**保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込が複数回あること**」を基準とすることとしました。

なお、これまでの規定のとおり、以下の掲げる施設についてはこの限りではありません。

イ 港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの（例えば、船（機）用品、航空機部品を取り扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないため設置する必要があると認められるもの）

ロ 危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

Ⅲ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直しについて

2 保税蔵置場の許可期間の指定

42-10（保税蔵置場の許可期間の指定）

保税蔵置場の許可の期間は、6年を超えないものとする。

なお、次に掲げるいずれかに該当する場合には、**原則として3年を超えないものとする。**

（１）申請者が次のいずれかに該当するものであること

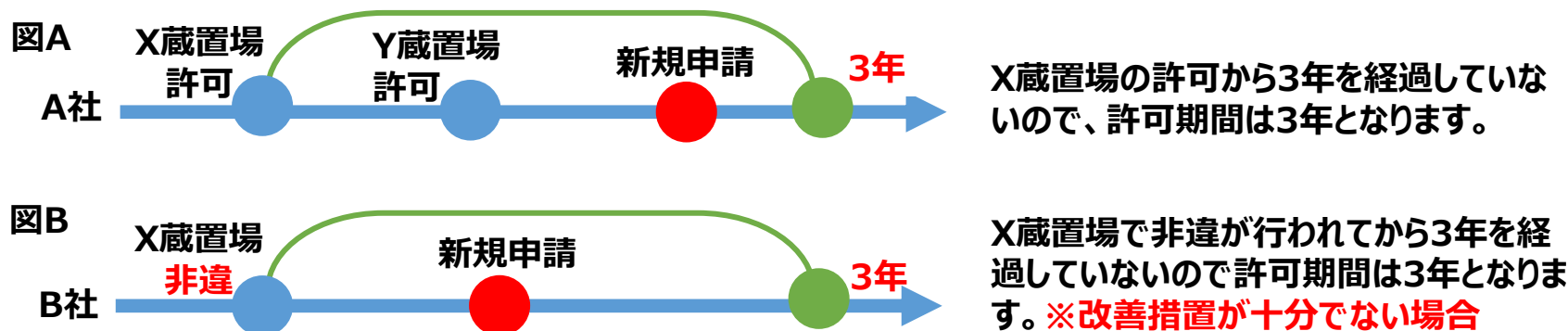
イ 現に保税地域の許可を受けていない者である場合

ロ 現に受けている保税地域の許可等の日（二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可日をいう。）から3年を経過していない者

※下図A参照

（２）申請者が現に許可を受けている保税地域に係る非違（法の期待に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われた日から3年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）

※下図B参照



Ⅲ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直しについて

3 許可期間の更新

42-12（許可期間の更新の手続等）

法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可期間の更新の手続きについては、次による。

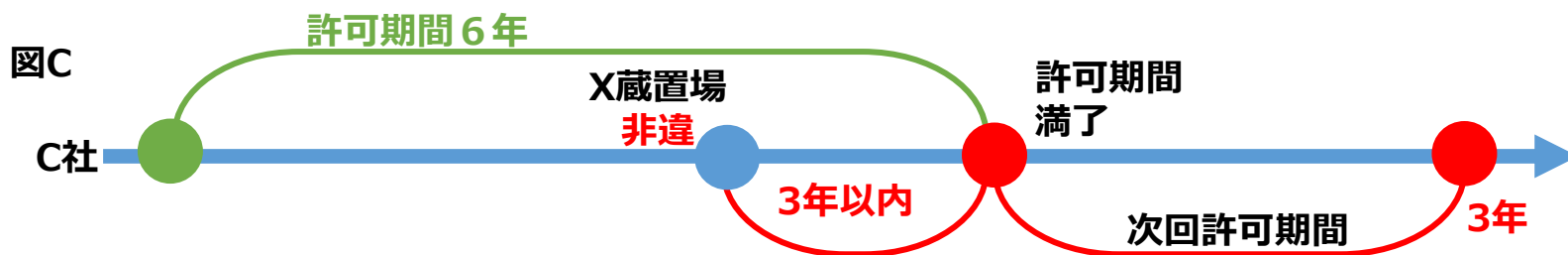
(1) ～ (3) 省略

(4) 許可の期間の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。

(5) 許可の期間が満了する日から過去3年以内に非違（法の期待に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われていた保税蔵置場の許可の期間を更新する場合は、上記（4）の規定にかかわらず、更新の期間は3年を超えないものとする。ただし、当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合は、この限りではない。

※下図C参照

(6) 許可の期間の更新に際しては、令第36条第2項の規定に基づき、前記42-11に準じて条件を付すものとする。



X蔵置場の許可期間が満了する日から3年までの間に非違が行われたので、次回許可期間は3年となります。

※3年以内に行われた非違の内容及び改善措置が十分である場合は、次回許可期間は6年となります。

Ⅲ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直しについて

4 保税蔵置場に対する処分基準

保税蔵置場に対する処分基準（基通48-1）に係る見直しの概要

◆ 非違が行われた場合の処分点数の算出

- 直ちに再発防止のための方策を講じた場合に減算することができるとされておりますが、過去に同様の非違が行われた場合には対象外とされていたところ、今回の改正により「過去3年」に改めることで、対象期間の明確化を図りました。（48-1 （１）ハ（ホ）及び （２）イ（ハ）D）
- 処分が行われなかった非違が行われてから3年以内に非違が行われた場合には、その期間に応じて点数が加算されますが、当該処分が行われなかった非違が、
 - ・ **保税台帳の誤記帳等**に係るものであって、
 - ・ **故意に行われたものではなく、**
 - ・ かつ、**自ら非違が行われた旨の申し出**があった場合又は**直ちに再発防止のための方策を講じた場合**は、その加算の対象から除外します。（48-1 別表2 加算点数表③）

◆ 規定の準用

指定保税地域、保税工場、保税展示場及び総合保税地域についても本規定が準用され、適用されます。

非違が行われないための対策を講じることは重要です。非違の発生に自ら気づくことができる体制を構築するとともに、万が一非違が発生した場合には、直ちに税関に報告し、適切な再発防止策を講じることも非常に重要です。引き続き、自主管理体制の適正な実施を確保するため、非違防止等に向けた適切な取組みをお願いします。

Ⅳ 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理について

近年、越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、**通販貨物の輸入件数が急増**しています。

通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。

こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、**適正な業務処理等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定（CP）に定める**ことを求めるため、関税法基本通達に規定（42-18）を追加しました（2025年10月12日施行）。

1 通販貨物とは

「通販貨物」とは、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。詳細は、改正関税法施行令第59条第1項第6号、Q&A（問9-2）をご参照ください。

2 通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物の種類変更について

蔵置貨物の種類については、税関様式関係通達のⅡ記載要領及び留意事項の「保税蔵置場許可申請書（C-3120）」に規定されておりますが、「通販貨物」が追加となります。

- （１）一般貨物（下記（２）から（５）までに掲げる貨物以外の貨物）
- （２）危険貨物（消防法等の規定により、取扱い、保管等について届出、許可等の手続きを要する貨物）
- （３）冷凍冷蔵貨物（冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物）
- （４）その他特殊貨物（船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等）
- （５）通販貨物（関税法施行令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物）**

※ 既に許可等を受け、通販貨物を蔵置している保税蔵置場等は、**蔵置貨物の種類変更に係る手続等が必要**となります。詳細は、Q&A（問9-7～問9-9）をご参照ください。

Ⅳ 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理について

3 CPに定める必要がある「詳細な手順等」（関基42-18（1））

「手順等」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には4つの手順等になります。

- ① 通販貨物の**状況**及び**具体的な蔵置場所を適時に把握するための手順等**
- ② 通販貨物に係る**貨物の取扱い（内容点検等）を適正に行うための手順等**
- ③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の**検査等に対応するための手順等**
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、**亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等**及び他の貨物と**区分して蔵置するための手順等**

※ 業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、適正に行われるための手順等を求めます。詳しくは関基やQ&A（問9-3）をご参照してください。

4 **対象外**となる蔵置場等（関基42-18（2））

「詳細な手順等」をCPに定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対象となるわけではなく、対象外となる保税蔵置場等（例：届出蔵置場）を規定しています。詳細については、関基やQ&A（問9-4）をご参照してください。

V 包括保税運送に係る承認要件の改正について

越境電子商取引（EC）の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、包括保税運送（税関長が指定した期間内に行われる保税運送について、一括して承認すること）の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、このたび、包括保税運送について、承認要件の見直しに係る関税法基本通達（63-22）の改正を行いました（2025年10月12日施行）。

1 対象となる運送頻度の見直し（関基63-22（2））

これまで、保税運送が「継続的に行われること」を求めていましたが、「承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上」と、明確化しました。詳細については、Q&A問11-2をご参照してください。

※ 毎月2回以上の運送が見込まれなくても、承認を希望する期間内で「平均して月2回以上の運送見込み」があれば要件を満たします。迷ったときは最寄りの税関に相談してください。

2 対象となる貨物の見直し（関基63-22（3））

貨物の類型（例：仮陸揚貨物、通販貨物等）ごとに、利便性向上等のために包括保税運送の対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。詳細については、Q&A問11-3をご参照してください。

※ 今回の改正でAEO事業者の責任で運送されるものが対象貨物にいくつか追加されました。

VI 保税ポータルを紹介

1

**税関**
Japan Customs



▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 |  English

▶ サイトマップ



取り締まるぜ!
知的財産
侵害物品の
輸入
守れ!
知財のオンリー「わんっ!」
税関 Japan Customs No! コピー商品 FAKE ZERO PROJECT

注目のキーワード

- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

▲ 重要なお知らせ 令和6年能登半島地震の被害に対応した税関手続について



法令・政策等
について調べたい



水際での取締
について調べたい



貿易統計
について知りたい



AEO制度
について調べたい



海外旅行の手続き
を知りたい



輸出入・保税の手続き
を調べたい



品目分類
について調べたい



EPA/原産地規則
について知りたい



関税評価
を調べたい



税関手続FAQ
を確認したい

ご質問に
チャットボットで
お答えします 

VI 保稅ポータルの紹介

2



3



4

コンテンツ一覧



よくあるご質問



保稅地域一覧表



保稅地域の許可を受けるには



保稅Tips・参考資料



国際物流の動向を踏まえた保稅制度のあり方について



保稅に関するご意見の募集

・保稅蔵置場の新規許可申請に関するガイドライン

・非違事例掲載